

町 長 行 政 報 告

■ 新型コロナウイルス対策について

新型コロナウイルス感染症の国内の発生状況については、昨日、厚生労働省が発表した5月9日の各自治体公表集計分で15,747例のPCR検査陽性者が確認されており、高知県内では、3月27日に第2波となる感染が確認されて以降、累計74例の感染が確認され、県内では3名、全国では613名がお亡くなりになりました。

亡くなられた方々とそのご遺族の皆様に対し謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

幸いなことに本町では、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、現在のところ感染は確認されておりませんが、全国的な活動自粛の影響により事業所等では軒並み減収減益となっており、そうした皆様に心からお見舞い申し上げます。

このような状況の中、国は新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、4月7日に緊急事態宣言を発出し、4月16日にはその対象区域を全国に拡大しました。この措置を受けて本町では、それまで町独自に設置していた対策本部を特措法に基づく市町村対策本部に移行し、これまでに計10回、独自設置期間を含めて通算17回の対策本部会議を開催しています。

対策本部会議では、国・県が示す方針に基づき、感染予防・拡大防止を主眼に置いた健康対策や町管理施設の利用方針等について協議・決定し、町独自の取り組みとして、4月24日から5月6日までのゴールデンウィーク中の来訪者抑制策として町内約180の事業所に休業要請を行い、ご協力いただいた事業所には10万円の協力金を支給することとしています。このほか、国の持続化給付金を活用できない事業者に対する上限75万円の町単独給付事業等については、今議会に補正予算として提案しています。

今後の予算編成については、対策の長期化が予想されますので、国・県の政策動向を注視しつつ、臨時交付金の活用や事業の積極的な導入はもとより、町としても早期の事態収束に向けて必要な対策に取り組みます。また、緊急事態宣言を受けて中止した事業など、当初予算に計上した各事務事業を含め、既決予算内で可能な事業は早急に見直しを図り、必要に応じて補正予算などで対応します。

5月7日以降の町の対応方針については、5月4日に変更された国の方針及び5日に示された県の措置を踏まえ、5月6日までとしていた町民の皆様への不要不急の外出自粛要請及び飲食業等事業者への休業要請を解除し、7日以降

は不要不急の他県との往来自粛や一定規模以上のイベント等の開催・参加自粛を要請するとともに、国が示す「新しい生活様式」の実践を呼びかけることとしています。

新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化していますが、今後も引き続き、町民の皆様の安心・安全を第一に、不安解消や感染拡大の防止に向けて関係機関との連携を図り、的確な対策を行っていきます。

町民の皆様をはじめ、町外から町内に来られて就業されている方々におかれましては、徹底した感染防止にご尽力を賜りまして心から感謝を申し上げます。

皆様のご協力の結果、町内では一人の感染者も発生していないことから、県下で最も早く小中学校を再開することができ、児童・生徒も伸び伸びと学校生活を送り、保護者の皆様もそれぞれのお仕事に従事することができます。

引き続き、町民の皆様には感染症予防の対策に取り組んでいただきますよう、切にお願い申し上げます。

■ 特別定額給付金について

この度の新型コロナウイルス感染症による国内での影響を鑑み、国は、緊急経済対策として、感染拡大防止に留意しつつ簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金の給付を決定しました。

その内容は、本年4月27日現在で住民台帳に記録されている者1人につき10万円を支給するものとされており、事務軽減等の観点から、その支給手続きについては原則として世帯主が代表で行うこととされています。

本町では、約16,650人となる支給対象者への迅速な支援を行うため、4月30日に予算措置の専決処分により支給事務に着手し、その翌日にはマイナンバーカードを所有する世帯主によるオンライン申請の受付を開始するとともに、5月8日には支給対象世帯への申請書の発送を行っています。

申請書の提出に際しましては、感染拡大防止のため窓口での申請を控え、郵送又はオンラインでお手続きいただきますようお願いいたします。なお、給付金の振込は、早ければ5月22日を予定しています。

■ 子育て世帯への臨時特別給付金について

この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活支援策の1つとして、本則給付の児童手当を受給する世帯に対し臨時特別給付金を一時金として支給するものです。

給付は、新高校1年生を含む3月31日までに生まれた児童、約1,510人を対象に1人当たり1万円を、児童手当の受給者に、既に登録されている銀行口座

等への振り込みにより行います。

この給付に必要となる予算については、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、今議会に提案するとともに、予算成立後は速やかに給付金の案内文書を発送し、5月29日の支給を目指します。

なお、公務員については、所属する官公庁が支給対象者であることを証明した上で、本人が居住する市町村に申請することとなっていますので、支給は6月以降の予定です。

■ 家地川地域活性化拠点施設整備事業の経過等について

先の議会3月定例会においてご審議いただいた「令和2年度一般会計当初予算案」の「家地川地域活性化拠点施設整備事業」関連予算については、地元の意向や運営体制の確認不足、収支計画や事業費・後年度負担の説明不足等から、関連予算の一部を減額しての修正議決となりました。その結果、議員各位をはじめ町民の皆様にも多大なるご心配やご迷惑をお掛けしましたこと、この場をお借りして改めてお詫びを申し上げるとともに、その後の状況と町の方針について、ご報告いたします。

まず、町の方針については、内部で改めて協議を行い、地域の皆様とこれまで検討してきた経緯等はもちろんのこと、町内各地域で課題となっている休廃校舎の活用事例の1つとして位置付け、家地川地域の立地条件を生かした町営の「簡易宿泊施設」として整備することを再確認しています。また、その維持管理については、以前から地域内で開設が検討されてきた「集落活動センター」の事業として委託する方向での調整を考えており、これらを校舎全体の「活用計画」として取りまとめたところです。

次に、議会後の動きについては、町の方針と活用計画をもとに、野地・家地川両区長をはじめ、地元代表者の方々と再三にわたる説明・協議を重ねてきた結果、地域から「①町立家地川小学校の廃校に対する同意」、「②集落活動センターに関する地域からの設置要望」、「③町営簡易宿泊施設の維持管理業務に対する受託の意向」、「④その運営主体となる団体及び運営体制」の4点について、両地区の区長名による確認書とともに、地域の総意として確認をいただいたところです。

また、議会対応については、これまでに各常任委員会への説明を行ってきましたが、本日の議会臨時会終了後に予定されている全員協議会で改めて説明を行うなど、引き続き十分な説明や意見交換等を行い、議員各位からのご助言等もいただきながら、次回議会6月定例会に改めて、関連予算を提案させていただきたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解を何卒よろしくお願いいたします。